

第29回 原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成8年4月23日(火) 10:30～

2. 場 所 委員会会議室

3. 議 題

- (1) 動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所における核燃料物質の加工の事業の変更の許可について(答申)
- (2) 京都大学原子炉実験所の原子炉の設置変更(研究用原子炉施設の変更)について(答申)
- (3) 四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更(1号、2号及び3号原子炉施設の変更)について(一部補正)
- (4) 「加速器を利用した研究開発に係る課題調査」について
- (5) モスクワ原子力安全サミットの結果について
- (6) その他

4. 審議事項

- (1) 議事録の確認
第28回原子力委員会定例会議議事録(案)が了承された。
- (2) 動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所における核燃料物質の加工の事業の変更の許可について(答申)
平成8年2月26日付け7案(核規)第890号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項及び第2号(経理的基礎に係わる部分に限る。)に規定する基準の適用については妥協なものと認め、内閣総理大臣あて答申することとした。
注) 本件は、加工事業のために保有している原料の天然ウランの有効利用を目的とし、原料シリンダ(ANSI規格48Y)から原料(ANSI規格30B)への天然ウランを詰め替えるとともに、第1貯蔵庫に一時貯蔵する工程を追加するものである。
- (3) 京都大学原子炉実験所の原子炉の設置変更(研究用原子炉施設の変更)について(答申)
平成8年3月1日付け7安(原規)第340号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び

第3号（経理的基礎にか係る部分に限る。）に規定する規準の適用については妥協なものと認め、内閣総理大臣あて答申することとした。

注）本件は、研究用原子炉（KUR）における材料照射実験の性能向上を目的として、精密制御照射管を設置するものである。

- （4）四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）について（一部補正）

平成8年3月28日付け7資庁第14393号をもって、通商産業大臣から通知のあった標記の件について、通商産業省から説明がされ、引き続き審議することとした。

注）本件は、平成8年2月15日付け7資庁第14393号をもって諮問を受けた標記申請について、申請書の本文及び添付書類の記述の適正化を図るため、一部補正を行なうものである。

- （5）「加速器を利用した研究開発に係わる課題調査」について

標記の件について、柴田東京大学原子核研究所教授より、説明があった

- （6）モスクワ原子力安全サミットの結果について

標記の件について、外務省より、4月19日、20日に開催された本サミットの結果概要と評価について報告があった。